

# 「（仮称）都留市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」の考え方について

## 1 本条例制定の趣旨

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）」第9条第1項において、別表第1に掲げる地方公共団体等が、同表に掲げる事務（法定利用事務）の処理に関して保有する特定個人情報ファイル（個人番号をその内容に含む個人番号ファイルをいいます。）については、個人情報を効率的に検索、管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる旨が規定されています。

一方、地方自治体では地域の独自性に着目した自主自立的な行政サービスを提供しており、住民の利便性の向上と行政事務の効率化のため、それらについても番号法の趣旨のもとで、個人番号を利用できるようにする必要があります。

そこで、番号法においては、法と同様の趣旨において、それらの独自サービスにおいても、地方公共団体の条例に規定することにより、個人番号を利用できる旨を規定しています。

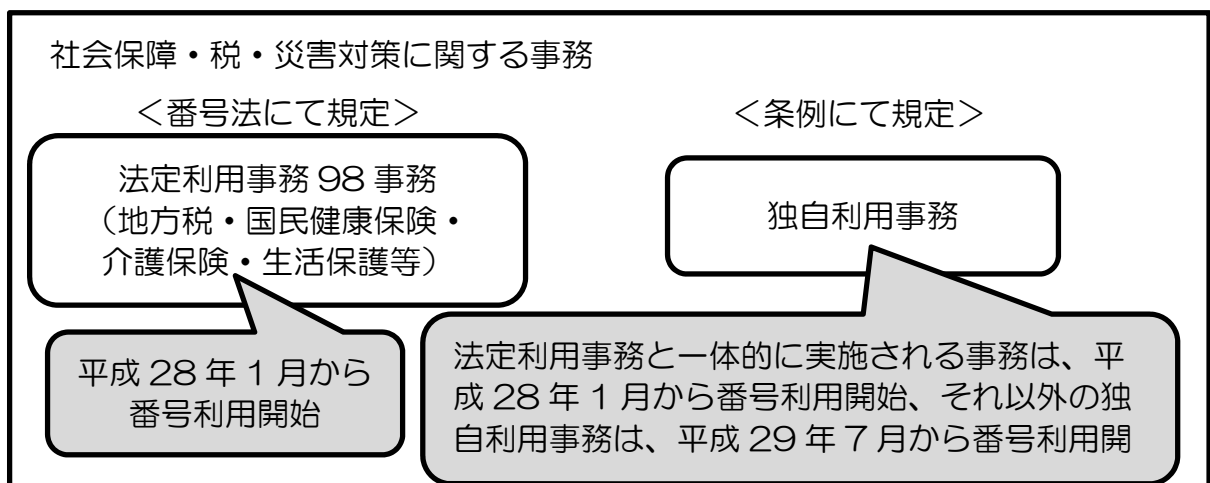
本条例は、その規定に基づいて制定するもので、法の趣旨に則り、個人番号を利用できる事務の種類と連携できる情報の種類を特定すること、また、それら特定された事務において個人番号を利用する際に、その適切な取扱を確保するための必要な措置を講じることなどを規定します。

## 2 本条例において個人番号の利用を行う事務

### (1) 独自利用事務についての規定（番号法第9条第2項）

番号法第9条第2項において、地方公共団体等が、地域の実情を踏まえて条例で定める事務（独自利用事務）の処理に関して保有する特定個人情報ファイルについては、個人情報を効率的に検索、管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる旨が規定されています。なお、独自利用事務については、「福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務」に限られます。

図1 【法定利用事務と独自利用事務】



本市においても、法定利用事務ではない事務のうち、個人番号の利用により一層の市民の利便性の向上と行政事務の効率化につながると考えられるものについては、独自利用事務として条例に定め、個人番号を利用することとします。

なお、これら以外の事務のうち、独自利用事務とすることにより、市民の利便性の向上や行政事務の効率化につながると考えられるものについては、随時検討のうえ、条例を改正し、独自利用事務に追加していくことを考えています。

<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律          (平成25年5月31日法律第27号。「番号法」) (抄)</p> <p>(利用範囲)</p> <p>第9条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者(法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第3項において同じ。)は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。</p> <p>2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税(地方税法(昭和25年法律第226号)第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。以下同じ。)又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。</p> <p>3~5 略</p> <p>別表第一(第9条関係)(一部抜粋)</p>	
<p>9 都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。)又は社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する福祉に関する事務所を管理する町村長(以下「都道府県知事等」という。)</p>	<p>児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>10 都道府県知事又は市町村長</p>	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>

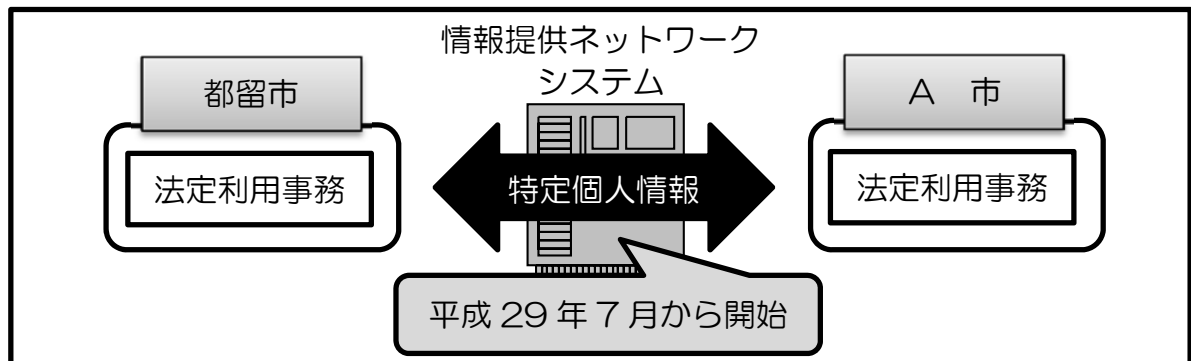
(2) 庁内連携についての規定(番号法第9条第2項)

マイナンバー制度においては、他の行政機関との情報連携が行われることにより、例えば、新たに転入した市町村のサービスを受ける際に必要な前住所地での所得情報

などを情報連携にて取得することで、従来必要としていた所得証明等の添付書類をなくし、市民の利便性の向上と行政事務の効率化につなげることができます。

この情報連携は、番号法の規定に基づき国が設置する「情報提供ネットワーク」を経由して行いますが、このネットワークを経由する情報連携はすべて記録され、いつ自分の情報がどの機関からどの機関に対して連携したかを国民自らが確認できる「マイナポータル」と呼ばれる仕組みも合わせて構築されます。なお、地方公共団体においてこの情報連携が開始されるのは平成29年7月からです。

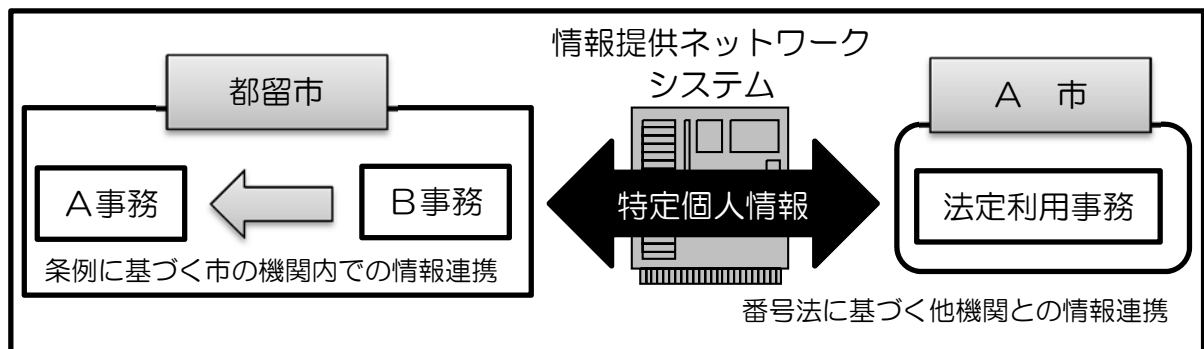
図2【番号法別表第二に規定されている他の行政機関等との情報連携のイメージ】



番号法の規定においては、複数の事務をまたがって特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を利用することは想定しておらず、あくまで番号法上で規定された特定の事務において利用することのみが認められています。

そのため、一つの事務を処理するために利用する特定個人情報を、庁内の他の事務を処理するために利用（例えば、国民健康保険に関する事務を行うに当たり、地方税に関する事務において保有・管理する特定個人情報を利用することなどをいいます。以下「庁内連携」といいます。）するためには、番号法第9条第2項の規定に基づき、条例に規定することが必要となります。

図3【条例に規定することで可能になる庁内連携のイメージ】



この庁内連携は、次の二種類に大別されますが、庁内連携を行うことにより、市民の利便性の向上や行政事務の効率化につながるものと考えられるものについては、それぞれについて、庁内連携を行うことができる機関、事務の種類及び連携できる特定個人情報の種類を規定します。

また、庁内連携を行うことにより、市民の利便性の向上や行政事務の効率化につながるものと考えられるものについては、随時検討のうえ、条例を改正し、庁内連

携が可能な事務・特定個人情報を追加していくことを考えています。

① 法定利用事務間の連携

番号法第19条第7号の規定により他の行政機関等への特定個人情報の連携について定めている同法別表第2の規定の内容（法定利用事務）を、条例で包括的に定めることにより、庁内連携について規定し、同表に規定されている特定個人情報であって本市の同一執行機関が保有するものを、同表に規定されている事務を処理するために必要な限度で利用することを可能とします。

<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 （平成25年5月31日法律第27号。「番号法」）（抄） （特定個人情報の提供の制限） 第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。 （1～6） 略 （7） 別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第3欄に掲げる者（法令の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。 （8～14） 略 別表第二（第19条、第21条関係）（一部抜粋）</p>			
情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
31 公営住宅法 第2条第16号に 規定する事業主 体である都道府 県知事又は市町 村長	公営住宅法による 公営住宅の管理に 関する事務であっ て主務省令で定め るもの	都道府県知事	障害者関係情報であ って主務省令で定め るもの
		都道府県知事等	生活保護関係情報であ って主務省令で定め るもの
		市町村長	地方税関係情報又は 住民票関係情報であ って主務省令で定め るもの

② 独自利用事務の連携

独自利用事務について、庁内連携により、市民の利便性の向上や行政事務の効率

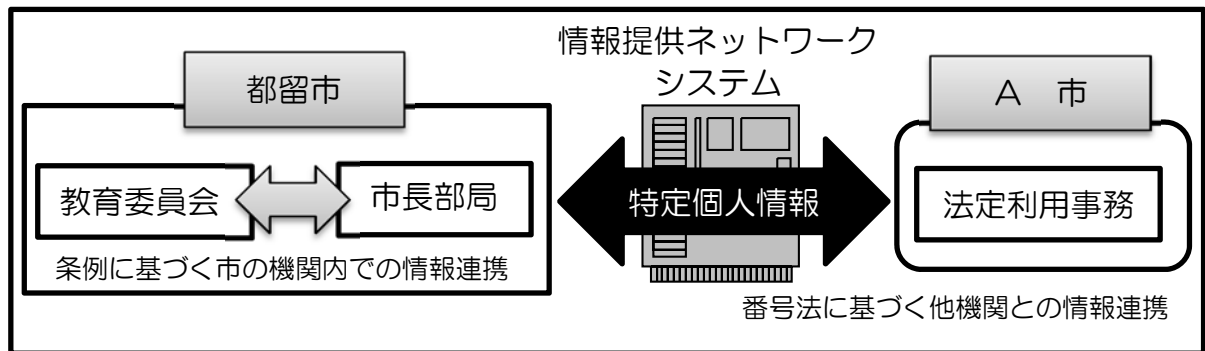
化につながると考えられるものについて、本条例に個別に規定します。

(3) 同じ地方公共団体内部の他機関への特定個人情報の提供（番号法第19条第9号）

番号法では、個人情報の取扱いは地方公共団体等の機関単位となっています。そのため、条例を定めることで、必要な限度で同じ地方公共団体内部の他機関（例：市長部局から教育委員会）への特定個人情報の提供が認められていることから、本条例において規定します。

なお、他機関への特定個人情報の提供を行うことにより、市民の利便性の向上や行政事務の効率化につながるものと考えられるものについては、随時検討のうえ、条例を改正し、提供が可能な事務・特定個人情報を追加していくことを考えています。

図4【条例に基づく地方公共団内部での庁内連携のイメージ】



行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
（平成25年5月31日法律第27号。「番号法」）（抄）

（特定個人情報の提供の制限）

第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

（1～8） 略

（9） 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

（10～14） 略

(4) 個人番号カードの領域利用（番号法第18条）

個人番号カードには、ICチップが用意されており、ICチップ内は、領域を区切って、領域ごとにアプリケーションを搭載することができることとなっています。

番号法第18条では、条例で定めることにより、地方公共団体等の機関でICチップの空き領域を利用して独自利用（図書館利用証や印鑑登録証などが想定されます。）が行えるよう定めています。なお、第2号は、第1号以外（市町村以外）の空き領域の利用について定めています。

国では、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）の中に

マイナンバー等分科会を設置し、個人番号カードの利用等について検討を進めています。

本市においては、国の動向を踏まえ、今後検討を進めていくこととし、今回の条例制定の際には、規定しないこととします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
(平成25年5月31日法律第27号。「番号法」)(抄)

(個人番号カードの利用)

第18条 個人番号カードは、第16条の規定による本人確認の措置において利用するほか、次の各号に掲げる者が、条例(第2号の場合にあっては、政令)で定めるところにより、個人番号カードのカード記録事項が記録された部分と区分された部分に、当該各号に定める事務を処理するために必要な事項を電磁的方法により記録して利用することができる。この場合において、これらの者は、カード記録事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他のカード記録事項の安全管理を図るため必要なものとして総務大臣が定める基準に従って個人番号カードを取り扱わなければならない。

- (1) 市町村の機関 地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務
- (2) 特定の個人を識別して行う事務を処理する行政機関、地方公共団体、民間事業者その他の者であって政令で定めるもの 当該事務

### 3 条例の骨子

#### (1) 趣旨

番号法第9条第2項に基づく個人番号の利用及び同法第19条第9号に基づく特定個人情報情報の提供に関し必要な事項を定めるものとします。

#### (2) 定義

用語の定義を定めます。

#### (3) 市の責務

市は、個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

#### (4) 個人番号の利用範囲

- ① 個人番号の独自利用を行う事務を別表に規定します(別表第1)。
- ② 番号法別表第2に規定される事務以外の特定個人情報情報の庁内連携を個別に規定します(別表第2)
- ③ 番号法別表第2に規定される事務の処理のための庁内連携を行う旨を包括一括方式により規定します。
- ④ 庁内連携により特定個人情報情報の利用ができる場合において、他の条例などの規定により当該特定個人情報と同内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす旨を規定します。

#### (5) 特定個人情報情報の提供

同一地方公共団体内の他機関へ特定個人情報の提供することができる事務を規定します（別表第3）。

(6) 規則への委任

独自利用事務のより具体的な内容については、「（仮称）個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則」を定めて規定します。

別表のイメージ

別表第1

機関	事務
1 市長	〇〇〇法による△△△△に関する事務であって規則で定めるもの
2 教育委員会	都留市〇〇〇費補助金交付要項による〇〇〇費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2

機関	事務	特定個人情報
1 市長	〇〇〇法による△△△△に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの

別表第3

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	都留市〇〇〇費補助金交付要項による〇〇〇費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護法関係情報であって規則で定めるもの

**4 条例制定に関する今後のスケジュール**

平成27年9月1日（火）～平成27年9月30日（水） パブリックコメント  
 平成27年12月議会 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（仮称）  
 平成28年1月 条例の施行